

シュテューデル美術館事件における判決漏洩（1） — バーゼル大学図書館所蔵シュリン文書をてがかりに —

野 田 龍 一*

※文中、[] ないし... は、筆者による挿入部分ないし省略部分であることを示す。

目 次

はじめに

1. バーゼル大学図書館所蔵文書
2. 判決漏洩事件の発生
3. 判決に関する情報収集（以上：本号）
4. 和解にいたる紆余曲折
5. 都市参事会の和解追認とその後
むすび（以上：次号予定）

はじめに

シュテューデル美術館事件において、1つの転換点が、1827年9月上旬に、フランクフルト＝アム＝マインで発生した「判決漏洩事件」であった。

*福岡大学法学部教授

当時ベルリン大学教授であったエドゥアルト＝ガンス Eduard Gans¹⁾は、ハレ＝アン＝デア＝ザーレに滞在した。ガンスは、滞在中、幾人かのハレ大学法学部教授と面会した。ガンスは、面会にさいして、シュテューデル美術館事件に関する情報をつかんだ。その後、ガンスは、フランクフルトを訪問した。ガンスは、フランクフルト滞在中、幾人かの友人・知人と面会した。ガンスは、面会にさいして、シュテューデル美術館事件についての一件書類が、四自由都市共通上級控訴裁判所からハレに送られてきていること、そして、ハレ大学法学部判決団が、シュテューデル美術館に不利な判決を作成しつつあることを漏洩した²⁾。

これは、従来、一連の裁判で、有利な判決を勝ち取ってきたシュテューデル美術館理事ら及び弁護士らにとっては、青天の霹靂であった。

シュテューデル美術館理事ら及び弁護士らは、判決漏洩事件に対する対応を迫られた。その対応とは、具体的に、いかなるものであったのか。この点で、シュテューデル美術館のために多年にわたり尽力してきた、シュリン父子、すなわち、ヨーハン＝フリードリヒ＝ガブリエル＝シュリン Johann Friedrich Gabriel Schulin (大シュリン Schulin senior)³⁾及びその子フィリップ＝フリードリヒ＝シュリン Philipp Friedrich Schulin (小シュリン Schulin junior)⁴⁾が残したメモ (第1章参照) をてがかりに、考察する。

考察の手順は、以下のとおりである。まず、判決漏洩事件が、シュテューデル美術館側に与えた衝撃について考察する (第2章)。ついで、この事件について、シュテューデル美術館理事ら及び弁護士らは、どのように真相究明のための情報収集に力を尽くしたかを考察する (第3章)。そのうえで、シュテューデル美術館理事ら及び弁護士らは、紆余曲折を経て和解成立のために、いかなる措置を講じたかを考察する (第4章)。最後に、和解成立後、いかなる諸問題が残ったかを考察する (第5章)⁵⁾。

注)

- 1) Eduard Gans (1797/98-1839) は、1825年に、ユダヤ教徒からキリスト教徒に改宗すると同時に、ベルリン大学法学部の員外教授に任じられた。1828年には、正教授に昇格している。Art. Gans, Eduard, von Steffenhagen, in: Allgemeine Deutsche Biographie[ADB], Bd.8, München u. Leipzig 1878, S.362.
- 2) ガンスによる判決漏洩につき、直近では、野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について—シュテューデル美術館所蔵史料の研究—」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号859頁以下で詳述した。
- 3) Johann Friedrich Gabriel Schulin (1763-1835) は、1789年4月15日に、フランクフルトで弁護士登録をおこなった弁護士 Advocat であった。Staats-Calender der Freien Stadt Frankfurt. 1827, Frankfurt am Main, S.38.
- 4) Philipp Friedrich Schulin (1800-1874) は、父と同様、1821年12月4日に、フランクフルトで弁護士登録をおこなった弁護士であった。Staats-Calender.1827, S.40. 1825年、フランクフルトの文書館員となった。かれは、文書館で、後述のヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマー Johann Friedrich Böhmer と同僚になった。シュテューデル美術館事件でも、小シュリンは、たびたび、ボォエマーと、文書館で相談した。Art.Schulin, Philipp Friedrich, von R. Jung, in: ADB, Bd.34, 1892, S.743.
- 5) シュテューデル美術館事件において、美術館側の訴訟代理人弁護士が、いかなる活動をおこなったのかは、従来不明であった。その解明が、本論文の意図するところである。

本論文は、野田「シュテューデル美術館事件における和解の成立について」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号845頁-882頁の欠を埋めるものである。叙述に重複があることをお許しいただきたい。

1. バーゼル大学図書館所蔵文書

シュテューデル美術館事件で、美術館側弁護士として活躍したシュリン父子は、Staedel @ Staedel と題して、シュテューデル美術館事件に関する克明なメモを日誌のかたちで残した。小シュリンの子ヨーハン＝フリードリヒ＝パウエル＝シュリン Johann Friedrich Paul Schulin¹⁾は、バーゼル大学法学部ローマ法担当教授となり、1878年には、同大学学長に就任した。ちなみに、小シュ

リンのもう一人の息子カール=フリードリヒ=ルートヴィヒ=シュリン Carl Friedrich Ludwig Schulin²⁾は、バーゼル大学医学部員外教授となった。フランクフルトからバーゼルに居を移したシュリン家には、既述のシュテーターデル美術館事件に関するメモが伝えられた。このメモが、小シュリンの遺産 Nachlass として、バーゼル大学図書館の所蔵するところとなった³⁾。

2020年3月初旬、バーゼル大学図書館はこの文書の複写を送付してくださった⁴⁾。わたくしは、2020年3月28日から同年7月20日にかけて、同文書をすべて解読し、かつその邦訳を作成することができた。この文書は、総計185葉×裏表の分量から成り、1827年5月15日から、1828年8月5日までのシュテーターデル美術館事件に関する理事会での審議その他の実相を伝える。本論文のテーマである、1827年9月上旬の判決漏洩事件とその影響を研究するうえでかけがえのない第一級史料である。

この文書は、書き手であるシュリン父子の立場から記載されたものである。記述は、シュリン父子の主観にもとづくものであって、公正中立な記録とは言えないかもしれない。この文書を四自由都市共通上級控訴裁判所史料⁵⁾やシュテーターデル美術館文書⁶⁾と照合する必要がある。だが、法を担う人々の生々しい活動がそこから窺える。

注)

- 1) Johann Friedrich Paul Schulin (1843-1898) は、1874年、マールブルク大学で、ローマ法の員外教授となり、同年秋、バーゼル大学でローマ法の正教授に就任した。1878年に、学長となり、1892年には、バーゼル市の名誉市民となっている。Art. Johann Friedrich Paul Schulin, in: Hessische Biographie, <https://www.lagis-hessen.de/pnd/117169803>. Albrecht Teichmann, Die Universität Basel in den fünfzig Jahren seit ihrer Reorganisation im Jahre 1835, Basel 1885, S.48.
- 2) Carl Friedrich Ludwig Schulin は、1850年生まれ。1879年に、バーゼル大学医学部の員外教授に就任。1881年に退職している。Albrecht Teichmann, Die

Universität Basel, S.51.

- 3) 請求番号：UB Basel, NL 235:2:Staedel contra Staedel. Privat.Notizen Doctoris Schulin sen. 以下、UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin で引用。
- 4) 本史料複写の送付につき、バーゼル大学図書館 Ueli Dill 博士その他関係各位のご厚意にあずかった。ここに記して、こころからの謝意を表したい。
- 5) Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main, Hanseatisches Oberappellationsgericht Lübeck:Zivilprozeßakten betr. Frankfurt a. M. [OAGLZ], Nr.1444.
- 6) Archiv des Städel Museums, Staedel @ Staedel, V.

2. 判決漏洩事件の発生

1827年9月5日水曜日夕刻7時、シュテューデル美術館理事ヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマー Johann Friedrich Böhmer¹⁾と同理事テオドル＝フリードリヒ＝アルノルト＝ケストナー Theodor Friedrich Arnold Kestner²⁾が、大シュリン宅を訪問した³⁾。

ボォエマーは、大シュリンに、フランクフルト中の「噂」についてまだ何も聞いていないのかと尋ねた。ボォエマーは、シュテューデル美術館理事らは敗訴したということが「噂」になっていると述べた。ガンスは、ハレで、ミュレンブルフ Mühlenbruch 他1名⁴⁾から聞いた。ハレ大学法学部判決団は、シュテューデル美術館に不利に判決したというのである。

シュテューデル美術館理事会が開催された。大シュリンは、ケストナーに助言した。ケストナーが、「噂」について聞き知ったことを公正証書に作成しておくべきだ⁵⁾。

ボォエマーは、すでに、9月3日月曜日に、この「噂」について知っていた。また、ボォエマーは、9月4日火曜日には、ガンスが投宿している白鳥亭 Hotel zum Schwan に、ガンスを訪問していた⁶⁾。ボォエマーは、同日、大シュリンとならんで、シュテューデル美術館の弁護士となっていたヨーハン

=アーダム=オーレンシュラーガー Johann Adam Ohlenschläger⁷⁾を、相手方弁護士ルートヴィヒ=ダニエル=ヤツソイ Ludwig Daniel Jassoy⁸⁾のいるヴィースバーデンに派遣していた。大シュリンは、オーレンシュラーガーと同じシュテューデル美術館側の弁護士であり、すでに10年にわたって貢献してきた先輩弁護士にもかかわらず、2日遅れでようやく知らせを受けたのであった⁹⁾。この背景には、オーレンシュラーガーを重んじ、大シュリンを軽んじようとするシュテューデル美術館理事らの姿勢があった。これが、シュリン父子にとって遺恨となった¹⁰⁾。

とまれ、これまで一貫して、訴訟を有利に遂行してきたシュテューデル美術館理事ら及び弁護士らにとって、ガンスによる判決漏洩の結果広まった「噂」は、衝撃的であった。

シュテューデル美術館側は、この「噂」に対して、いかに対処したのか。第一に重要なのは、「噂」の真相を突き止めることであった。そのうえで、この「噂」に対して、シュテューデル美術館としての対応をすることが、課題となった。以下、分けて考察する。

注)

- 1) Johann Friedrich Böhmer (1795-1863) は、1827年当時、シュテューデル美術館の理事であり、かつ、フランクフルトの都市図書館の二等文書館員代理 2r Archivar vicarius であった。Staats-Calender. 1827, S.22 & S.92. その経歴につき、Art.Böhmer, Johann Friedrich, von Wattenbach, in:ADB, Bd.3, 1876, S.76-78.
- 2) Theodor Friedrich Arnold Kestner (1779-1847) は、1827年当時、シュテューデル美術館理事であり、かつ、フランクフルトの正都市医 Physicus ordinarius であった。Staats-Calender. 1827, S.70 & 92.
ちなみに、1827年当時におけるシュテューデル美術館理事は、上記2名のほかに、Carl Friedrich Starck (代表理事)・Carl Ferdinand Kellner・Philipp Jacob Passavant の計5名であった。Staats-Calender. 1827, S.92.
- 3) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.16 recto-fol.16 verso.
- 4) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.16 recto では、空欄に

- なっている。fol.16 verso 下欄欄外には、Mühlenbruch und Salgo との記載がある。Salgo は、Salchow の誤記か？本論文第3章参照。
- 5) このような聞き取り及び公正証書作成については、Institut für Stadtgeschichte, OAGLZ, Nr.1444, [64] ないし [71] に見える。詳細は、次章（1）を参照。
- 6) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.16 recto-fol.16 verso. ガンスが投宿していたホテル「白鳥亭」Hotel [Gasthaus] zum [weissen] Schwan には、その後、1827年9月8日に、フランクフルトの公証人 Johann Andreas Weber が、ガンスを訪問し、ガンスのフランクフルトにおける発言を聴取し、公正証書に作成している。OAGLZ, Nr.1444, [71]（後述参照）。
- 7) Johann Adam Ohlenschlager (1794-1882) は、1818年8月19日に、フランクフルトで、弁護士 Advocat に登録した。Staats-Calender.1827, S.39。
1825年以来、フランクフルトの立法会議及び常設市民代表機関のメンバーであった。Art. Ohlenschlager, Johann Adam, in: Hessische Biographie, <https://www.lagis-hessen.de/pnd/1199451584>を参照。
- 8) Ludwig Daniel Jassoy (1769-1831) は、1793年1月17日に、フランクフルトで弁護士登録をおこなった。Staats-Calender.1827, S.39。
その略伝につき、Dirk Sangmeister, Ludwig Daniel Jassoy, Man muß erstlich wissen, was man will, ehe man thun kann, was man soll, Eutin 2009, S41以下を参照。Barbara Dölemeyer, Frankfurter Juristen im 17. Und 18. Jahrhundert, Frankfurt am Main 1993, S.95-96をも参照。その他に、Henning Wicht, Ludwig Daniel Jassoy, Diss. Mainz 1950がある（未見）。
- 9) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.16 recto. その他、fol.52 recto など。
- 10) シュリン父子は、シュテューデル美術館理事らのシュリン父子（とくに大シュリン）に対する態度を、「無作法」Indiscretion と称する。大シュリンは、1827年9月25日付けのメモで、こうした「無作法」として、具体的につぎの4点を挙げている。第一に、ガンスによる判決漏洩の情報を、オーレンシュラーガーにはいち早く教え、かつかれをヤツソイのいるヴィースバーデンに派遣したのに、大シュリンには、2日遅れでようやく知らせたこと。第二に、オーレンシュラーガーの各地への派遣について、大シュリンには、事前に何の連絡もなかったこと。第三に、理事らは、理事会への出席を、大シュリンの面前で、オーレンシュラーガーのみに要請し、大シュリンを無視したこと。そして、第四に、相手方弁護士であるヤツソイとの和解交渉について、10年来尽力してきた大シュリンにではなく、オーレンシュラーガーに委任したこと。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.39 recto & fol.40 recto. 最大の「無作法」は、なんといっても、最後の点であった。

シュテューデル美術館事件における二人の弁護士が存在及びそこにある相互間の確執が、その後の和解交渉にも微妙な影を投げかけた。第4章で詳述。

3. 判決に関する情報収集

(1) 証言録取

シュテューデル美術館理事らは、公証人らをして、1827年9月7日から9月9日にかけて、ガンスの「噂」につき諸証言を録取せしめ、かつ公正証書を作成させた。

① ガンス自身の証言

1827年9月8日午前10時ごろ、公証人ヨーハン＝アンドレアス＝ヴェーバー Johann Andreas Weber¹⁾は、フランクフルトのホテル白鳥亭に宿泊中のガンスに面会を求め、証言を録取した。ガンスは、述べた²⁾。

「かれ [ガンス] は、本日からちょうど14日前にハレにいた。そして、かの地 [ハレ] であまねく噂が広がっているのに気づいた。シュテューデル美術館事件は、同美術館にとってきわめていとわしい sehr übel な状態である。かれ、教授博士ガンス氏は、ハレなる法学部の幾人かの教授と、名を挙げて言えば、報告者である教授ザルヒョオ氏、教授ミュレンブルフ氏及びその他の教授諸氏と、この話題について話し合った。かれらは、全員、美術館に不利になる意見を述べ、かつ、美術館に不利に判決がおこなわれることを窺わせた。ちなみに、その時点では、判決は、いまだ下されてはいなかった」。

ガンスは、ハレ大学法学部判決団のシュテューデル美術館事件についての報告者が、ヨーハン＝クリスチャン＝ザルヒョオ Johann Christian Salchow³⁾であったと述べた。これは誤りであり、報告者はクリスチャン＝フリードリヒ＝ミュレンブルフ Christian Friedrich Mühlenbruch⁴⁾であった（後述参

照)。また、ガンスは、同判決団「全員」がシュテューデル美術館に不利な意見を抱いたと述べた。これも誤りであり、同判決団の多数は、むしろ、シュテューデル美術館に有利な意見を抱いていた（後述参照）。

ガンスが、いかなる意図で、ハレ大学判決団の判決をフランクフルトの地で漏洩したのかについては、この録取からは、窺うことができない。

② フランクフルトでガンスと面談した人々の証言

シュテューデル美術館理事らの依頼を受けて、公証人らは、さらに、フランクフルトでガンスと面談した人々の証言を録取し、これを公正証書に作成した。以下、列挙する。

1827年9月7日午後、公証人ヴェーバーは、ルートヴィヒ＝ボエルネ Ludwig Börne⁵⁾の証言を録取した。ボエルネの証言は、以下のとおりであった⁶⁾。

「教授ガンス氏は、かれ〔ボエルネ〕にのみならず、博士小シュリン、博士ラインガスム及びその他の幾人かに、述べた。かれ〔ガンス〕は、およそ14日前に、ハレにいた。ハレでは、都市中の噂になっていた。ハレなる判決団において判決されるべきシュテューデル〔美術館〕訴訟事件は、財団にとって、きわめていとわしい sehr übel 状態である。；かれ、教授ガンス氏もまた、かの地〔ハレ〕の判決団の幾人かの構成員から、実際に聞き知った。当該財団にとっては不利な判決が差し迫っている。しかし、本日〔1827年9月7日〕、教授ガンス氏は、かれ〔ボエルネ〕に述べた。この地、フランクフルトでは、かれ〔ガンス〕の説明にもとづいて、既述の財団にとって不利な判決が、すでに当時下されていたことが引き出されるごとくに言われた。しかし、これは根拠がない。なぜなら、かれ〔ガンス〕がハレにいた時には、判決は、いまだ下されてはいなかったからである」。

同日午後、公証人ヴェーバーは、弁護士カール＝ルートヴィヒ＝ゴルトシュミット Carl Ludwig Goldschmidt⁷⁾の証言を録取した。ゴルトシュミットは、

証言した⁸⁾。

「かれ [ゴルトシュミット] が、このこと [ハレでの判決] について知っていることは、伝聞にもとづく。周知のように、都市 [フランクフルト] 全体において、このことについて話されているからである。一件書類が、この訴訟事件を判決するために、ハレにある、ということは、かれもまた知るにいたっている」。

同じく、1827年9月7日、公証人ヴェーバーは、シュテューデル美術館理事ヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマーの証言を録取した。ボォエマーは、証言した⁹⁾。

「月曜日 [1827年] 9月3日、午後12時ないし1時に、ベルリンからの教授ガンス氏が、わたくし [ボォエマー] のところにやってきて大学時代の知人としてのわたくしに挨拶した。そして、[ガンスは]、わたくしに打ち明けた。かれ [ガンス] は、ハレを通過するその旅程にあつて、かの地 [ハレ] の判決団の幾人かの構成員、名を挙げて言えば、教授ミューレンブルフ氏及びザルヒョオ氏から聞き知った。シュテューデル美術館理事会を相手とするシュテューデルの法定相続人らの事件における一件書類が、判決作成のために、かれら [判決団構成員ら] に送付された。これらの構成員の意見は、こうであった。[フランクフルト] 大公の許可及び [フランクフルト都市] 参事会の承認は、本件では、重要ではない。美術館は、ピア＝カウサ (敬虔目的) *pia causa* ではない。遺言は、そもそも法的には存在することができない。なぜなら、この遺言は、将来の相続人 *heres futurus* を指定するからである。この知らせの少し前に、判決団の会議が開催され、そして、そのさい、ザルヒョオが、本件について報告したように、かれ [ガンス] には見えた」。

同じく1827年9月7日、公証人カール＝フリードリヒ＝エリアス＝シュテックマン Carl Friedrich Elias Stegmann¹⁰⁾ は、小シュリンの証言を、以下のとおり録取した¹¹⁾。

「教授ガンス氏は、今年 [1827年] 9月6日に、かれ [小シュリン] に対して、博士ラインガヌム氏のいるところで以下のことを述べた。：『かれ[ガンス] は、ちかごろハレに滞在した折り、かの地 [ハレ] の法学教授ら6名（かれは、そのうち、ミューレンブルフ氏、ザルヒヨオ氏及びブルーメ氏の名を挙げた）と、なんらかの集いで出会った。－話題は、シュテューデル美術館に関する訴訟に向かった。－そして、かれ [ガンス] は、シュテューデル美術館に有利になる意見を述べた。その時、かの6名の教授らのうち4名は、美術館が法的に存立することに、もっとも断然と反対であると言明した。将来の相続人 *heres futurus* は、相続人に指定されることができないし、相続財産は、同時に相続人たりえないし、そして、美術館は、ピア＝カウサ（敬虔目的）*pia causa* ではないからである。ちなみに、かの教授諸氏の言辭から、明らかになったことであるが、ハレの法学部は、既述の事件において、判決作成に取り組んでいる。判決が実際にすでに下されたのか、あるいは、さりあたりの会議がようやく開催されたのか、については、かれ[ガンス] は、確かなことを言うことができない。教授ザルヒヨオ氏が、報告者である。ところで、一件書類は、学部の全構成員間で回覧されている」。

要するに、フランクフルトで録取された証言は、あらまし、以下の情報を伝えるものであった。一件書類は、ハレ大学法学部判決団のところにある（これは正しい）。報告者は、ザルヒヨオである（これは誤り）。ガンスは、ザルヒヨオ、ミューレンブルフ及びブルーメとシュテューデル美術館事件について語り合った（ザルヒヨオ以外の者とのシュテューデル美術館事件についての面談には争いあり）。それは、ハレでの集いにおいてであった。ハレ大学法学部判決団の判決は、シュテューデル美術館にとって不利なものである（これは誤り）。判決がすでに下されたか否かは不明である。

③ その他の証言

シュテューデル美術館理事らの依頼によって、公証人ヴェーバーが録取した証言には、ガンス以外の者による発言も存在した。

1827年9月8日、公証人ヴェーバーは、都市フランクフルトの警察書記代理 Polizei Aktuar-vicar 博士ヨーハン＝フィリップ＝ベンカルト Johann Philipp Benkart¹²⁾の証言を録取した。ベンカルトは、以下の証言をおこなった¹³⁾。

「かれ [ベンカルト] は、劇場で聞き知った。教授ガンス氏は、当該訴訟の判決について、この地で、幾人かに話したとされるが、教授ガンス氏の到着前に、ある旅人が、はっきりと述べた。一件書類が、判決のためにハレにあり、そして、ことは、シュテューデル美術館にとって、きわめていとわしい sehr schlimm ものである」。

これは、ガンス以外にも、ハレでの判決を伝える者があったことを明らかにする¹⁴⁾。

1827年9月9日、公証人ヴェーバーは、かれに既知のハレ大学学生（氏名は伏せられている）から、以下の証言を録取した¹⁵⁾。

「ハレなる教授ブルーメ氏は、約14日前に、かれの法学講義において、相続能力論のさいに、述べた。フランクフルト＝アム＝マインなるシュテューデル美術館についての訴訟の判断は、ドイツにおける当節のすべての訴訟のうちで、もっとも注目に値するものであるが、この [相続能力論の] 素材に関して、きわめて興味深いものである。しかし、この判断が、どのような結果になるかは、いまだ確かではない」。

この証言は、ハレ大学法学部判決団の1人であったフリードリヒ＝ブルーメ Friedrich Blume (Bluhme)¹⁶⁾が、その講義でシュテューデル美術館事件に触れたことを伝える。しかし、一件書類がハレにあること、また、ハレ大学法学部判決団が、シュテューデル美術館に不利に判決しつつあることについて

は沈黙する。

（2）ヨホのハレ調査報告書

ガンスによる判決漏洩の結果発生した、シュテューデル美術館敗訴の「噂」に直面して、シュテューデル美術館理事会は、1827年9月6日の会議で、ハレに、フランクフルトから、しかるべき人物を派遣し、ハレにおいて、真相を究明させることを決めた¹⁷⁾。大シュリンは、マクシミリアン＝ラインガヌム Maximilian Reinganum¹⁸⁾及びフリードリヒ＝ジークムント＝ヨホ Friedrich Siegmund Jucho¹⁹⁾を推薦した。理事会は、このうち、ヨホを派遣することを決めた。ヨホが選ばれるについては、ヨホが、1823年に、ハレ大学法学部で学んでいた²⁰⁾ことが、決め手になったのではあるまいか。シュテューデル美術館所蔵文書によれば、シュテューデル美術館理事会は、1827年9月7日に、ヨホに、総額322グルデンを支給している²¹⁾。

ヨホは、1827年9月12日付けで、ハレから、フランクフルトのボォエマー宛て、報告書を、書留便で送付した。その謄本が、シュリン文書に伝えられている²²⁾。

ヨホは、まず、ハレ在住の学生、とくにフランクフルト出身の学生を探した。しかし、すでに、1827年夏学期は終了し、冬学期までの休暇に入っており、成果はなかった。

ヨホは、ついで、1823年在学中の友人で、かつハレで就職している者たちを訪問した。そのうち、書肆を営むグスタフ＝シュヴェツケ Gustav Schwetschke²³⁾が、シュテューデル美術館事件についての判決がハレでおこなわれていることを伝えた。しかし、シュヴェツケは、その判決が、ハレ大学法学部でおこなわれているのか、あるいは、ハレにある参審員裁判所でおこなわれているのかについてすら、まったく知らなかった。

ヨホは、最後に、ハレ大学の、とくに法学部の教授たちを訪問して、情報

を収集した。

最初に訪問したのが、ルートヴィヒ＝ペルニツェ Ludwig Pernice²⁴⁾であった。ヨホは、かつて自分がペルニツェの講義を聴いたことがあること、いまは、ザクセンのスイスへの観光旅行中であること（これは嘘）を告げた。その後で、ヨホは、おもむろに、シュテューデル美術館事件に話を運び、ペルニツェから、情報を収集しようとした。

ヨホは、シュテューデル美術館事件にあっては、都市及び市民団が相続人に指定された、と説いて、シュテューデル美術館に有利な自説を、ペルニツェにぶつけた。これに対して、ペルニツェは、ほぼつぎのように述べた。シュテューデル美術館という財団が、フランクフルトの都市及び市民団のために遺言で設立されたからというだけでは、都市及び市民団が相続人に指定されたことにはならない。遺言の文言からすれば、財団それ自体が相続人に指定されたのである。しかし、遺言ではじめて設立されるべき財団は、不特定にして将来の人格 *persona incerta et futura* であって相続人たりえない。ペルニツェは、ゲッティンゲン大学法学部鑑定意見を称揚した。ただし、シュテューデルの遺言は、小書付条項でもって維持されることができる。シュテューデル美術館は、法定相続人のために、ファルキディウス法の四半分の控除を、認めねばならない、とペルニツェは、述べた。

ヨホは、さらに、ペルニツェに対して、ライプツィヒ大学法学部の鑑定意見がヤツソイによって改竄されて公表されていることを知っているか質した。ペルニツェは、これにたいそう驚き、改竄されていない鑑定意見は、いまだ到来してはいないと述べた。ヨホは、ハレを再訪し、この改竄されていない鑑定意見を届けることを約束した。

ヨホは、ペルニツェに対しては、一件書類がハレにあるか、あえて尋ねなかった。

つぎに、ヨホは、ミュールンブルフを訪問した。ヨホが、自分は、かつて

ミュンヘン講義を受けたことを述べたうえで面談を始めた。その時、理髪師が入ってきた。ミュンヘンは、立ち上がった。ヨホは、退出のやむなきにいたった。

第三に、ヨホは、エルンスト＝フリードリヒ＝フォッテンハウアー Ernst Friedrich Pfothenhauer²⁵⁾を訪問した。フォッテンハウアーは、自ら、シュテューデル美術館事件について話し始めた。フォッテンハウアーは、「より率直」*offenerherziger* だった。ヨホは、一件書類がハレにある、という噂が、フランクフルトで流れている、と水を差し向けた。これに対して、フォッテンハウアーは、自分が法学部ではなく、参審員裁判所に所属していることを理由に、一件書類の所在については、皆目知らないと返答した。ただ、シュテューデル美術館事件の結末については、シュテューデル美術館が勝つにちがいないとの意見だった。

最後に、ヨホは、カール＝フリードリヒ＝ディーク Karl Friedrich Dieck²⁶⁾を訪問した。ヨホは、ディークに、次学期にその講義を受けるつもりだ（これは嘘）と述べて自己紹介をした。会話は、シュテューデル美術館事件に及んだ。ディークは、「自然的衡平」*naturalis aequitas* を根拠に、シュテューデル美術館を支持した。一件書類が、ハレにあるかどうか。ディークは、自分が、判決団における員外教授 *professor extraordinarius* であることを理由に、知らないと答えた。ヨホは、ライプツィヒ大学法学部の鑑定意見がヤッソイによって改竄されていることを話した。対するディークの返答は不明である。

ヨホは、さらに、ヤッソイが最近ハレに来たかどうかを調査しようとした。このために、ヨホは、地元の警察が保管する各ホテルの投宿者名簿の調査を、警察に依頼した²⁷⁾。

1827年9月14日、ヨホは、ボォエマーに宛てて、追伸を送付した²⁸⁾。この追伸の中で、ヨホは、9月13日におけるハレ大学各教授との面談について報告をおこなった。

ヨホは、ザルヒヨオを訪問した。ザルヒヨオは、ヨホのハレ滞在について、すでにペルニツェから知らされていた。ザルヒヨオは、シュテートル美術館事件については、ペルニツェと同じ理由から、シュテートル美術館に不利な判断を述べ、かつ、ゲッティンゲン大学法学部鑑定意見を、他の大学法学部鑑定意見よりも、より高く評価した。

ヨホは、さらに、ガンスのフランクフルトにおける判決漏洩について説明した。これに対して、ザルヒヨオは、ガンスがハレにやってきたこと、そして、ザルヒヨオと面談したことを否定しなかった。しかし、一件書類がハレにあることについては、ガンスの推断にすぎず、ハレの教授たちが、ガンスにこのことを告げたことはないと言った。ザルヒヨオによれば、ハレ大学は、当時、鑑定意見を提出していないほとんど唯一の大学であったから、ガンスのこの推断は、きわめて当然だと考えられた。最後にザルヒヨオは、ヤツソイが、キール、ゲッティンゲン及びライプツィヒに続いて、グライフスヴァルト大学法学部からも鑑定意見を取り寄せたが、その鑑定意見が、原告＝法定相続人らに不利な内容であったので、公表を控えたことを、ヨホに伝えた。

ヨホは、ついで、フリードリヒ＝アウグスト＝シュメルツァー Friedrich August Schmelzer²⁹⁾を訪問した。ヨホは、慎重に話を運び、シュテートル美術館事件に及んだ。シュメルツァーは、ただ、それが、最高に重要でかつ困難な事件であるとのみ述べ、ヨホの差し向けた話題には、乗ってこなかった。

ヨホは、最後に、ブルーメを訪問した。ブルーメは、話題がシュテートル美術館事件に向かうのを極力避けた。

ヨホは、その他、哲学部の教授であったヨーハン＝ザームエル＝エルシュ Johann Samuel Ersch³⁰⁾を訪問した。エルシュは、シュメルツァーが、シュテートル美術館事件の一件書類を受け取ったことを知っていたが、それ以上の情報を持たなかった。

ヨホは、ハレで法律を学んでいるヘルトライヒ Heldreich なる者と遭遇し

た。ヨホは、ヘルトライヒから、2週間ないし4週間前に、シュテューデル美術館事件の一件書類が、ハレにあることを聞いたとの情報を得た。ヨホは、この情報の由来を尋ねた。ヘルトライヒは、ハレの書肆ルス Ruß で聞いたと告げた。ヨホは、書肆ルスを訪ねた。店主ルスは、一件書類がハレにあると考えるが、確かではないと応答した³¹⁾。

加えて、ヨホは、ヤツソイのハレ滞在について、警察の調べでは、過去1か月ないし2か月以内に、ヤツソイがハレに投宿した記録がないことを報告した³²⁾。

以上の報告の締め括りとして、ヨホは、つぎの「確信」を述べた。シュテューデル美術館事件の一件書類は、実際に、ハレに送付された。ハレ大学法学部のメンバーは、このことをガンスに告げた。ハレ大学法学部が、すでに判決をおこなったかは不明である。ただし、判決作成のための報告 Relation がおこなわれたらしい。その報告をおこなったのが、ザルヒョオであったかどうかは確認できない³³⁾。

ヨホの報告書は、シュテューデル美術館理事らにとって芳しいものではなかった³⁴⁾。

（３）四自由都市共通上級控訴裁判所への異議申立てとその後

シュテューデル美術館に不利な判決がハレにおいて作成されつつあるというガンスの判決漏洩に接して、シュテューデル美術館理事ら及び弁護士らは、事件が係属しているリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に、既述の諸々の証言を録取した公正証書を添付したうえで、判決漏洩を理由とする異議申立てをし、かつ、その中で、ハレ大学法学部判決団による守秘義務違反を理由とする同判決団に対する忌避申立てをおこなった。

以下、異議申立て状提出までの経緯、その提出、同裁判所によるハレ大学法学部判決団への通知及び同判決団による一件書類のリューベックへの返送

を考察する。シュテューデル美術館側は、この過程で、ハレ大学法学部判決団の見解を知ることになった。

1827年9月7日、おそらくは、シュテューデル美術館の理事会で、ガンズによる判決漏洩を理由に、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に異議申立てをするべきかが、議論された。大シュリンは、フランクフルトでガンズと接触した人々の証言を公正証書にし、それらを添付したうえで、同裁判所に異議申立てをし、ハレ大学法学部判決団の忌避を申し立てるべきだ、と主張した。ただし、デメリットとしては、たんなる「噂」にもとづくこの告発が、ハレの人々を侮辱することになること、そして、ハレで判決が作成されていることについて知っていたことをガンズが否認すれば、すべてが無になってしまうことを挙げた³⁵⁾。

1827年9月11日、12日及び14日、シュテューデル美術館側は、リューベックなる弁護士プレーラー Preller を通じて、上記の異議申立てをおこなった³⁶⁾。

1827年9月14日、四自由都市共通上級控訴裁判所は、ハレ大学法学部判決団に対して、シュテューデル美術館側からの異議申立てを伝えるとともに、「暫定上級控訴裁判所令」第44条にもとづく秘密保持について注意を喚起した³⁷⁾。

これに対して、1827年9月20日、ハレ大学法学部判決団は、自発的に、判決作成を返上し、一件書類の返送をおこなった。この返送の書状の中で、ハレ大学法学部判決団は、以下のように弁明した。ザルヒョオを除いて、ハレ大学法学部判決団の誰も、ガンズとシュテューデル美術館事件については語らなかつた。ザルヒョオは、ガンズに、ただ、ゲッティンゲン大学法学部鑑定意見が、他の鑑定意見よりも優れていることを告げた。報告者は、ザルヒョオではなかつた。判決団の5名のメンバー（ミュールンブルフ・ブルーメ・ペルニツェ・ザルヒョオ・シュメルツァー³⁸⁾）のうち、3名が、シュテューデル美術館の相続人指定を、まったく無条件に有効とする意見であった³⁹⁾。

四自由都市共通上級控訴裁判所は、ハレ大学法学部判決団書状謄本をシュ

テューデル美術館に送った。シュテューデル美術館がこれを受領したのは、1827年9月28日であった⁴⁰⁾。

（４）ハレ大学法学部判決団構成員からの情報提供

ハレ大学法学部判決団による一件書類返送後、同判決団のメンバーの中には、フランクフルトに宛てて、ことがらの真相を、書状で伝える者がいた。これまで管見できたところでは、1827年9月21日ペルニツェ書状及び同年10月14日ブルーメ書状である。

また、ミュールンブルフは、1828年公刊の著書緒言で、ことがらの真相を披瀝した。しかし、これらの書き手の叙述の間には、少なからず、齟齬があった。

① ペルニツェの書状（1827年9月21日）

1827年9月21日、ハレ大学法学部教授ペルニツェは、折しもフランクフルトは、ヨーハン＝フィリップ＝ベンカルト Johann Philipp Benkard⁴¹⁾宅に滞在していた義父アウグスト＝ヘルマン＝ニーマイアー August Hermann Niemeyer⁴²⁾に宛てて、書状を送った⁴³⁾。その中で、ペルニツェは、ガンスの漏洩によるフランクフルトでの「噂」について言及した。ガンスは、フランクフルトで「嘘八百」 auf lügenhafteste 言いふらした。ハレ大学法学部判決団のうち、ミュールンブルフ及びザルヒョオが、ハレでの判決作成について、ガンスに秘密を洩らした。そして、同判決団が、シュテューデル美術館に不利な判決を作成していることが、ガンスには明らかになった。これを承けて、新聞が、ガンスの嘘を、真実として記事にした。この結果、ハレ大学法学部は、一件書類をリュウベックに返送することになった。しかし、ガンスの嘘とは反対に、真相は、以下のとおりである。

ハレ大学法学部教授らは、ザルヒョオを除いては、誰もガンスとシュテュー

デル美術館事件について話したことはなかった。そして、ザルヒョオは、その研究室で、印刷された各大学鑑定意見についてガンスに語ったが、一件書類がハレにある、ということ、ガンスには、一言もしゃべらなかつた。ハレ大学法学部が、シュテール美術館に不利な判決を作成しつつあった、というのは嘘である。シュテール美術館を維持することについては、全員が意見一致していた。どのようにしてか？またその理由は何か？ということについてのみ意見の相違があった。しかし、多数は、2つの前審（フランクフルト＝ラント裁判所及び同控訴裁判所）判決を、変更なしに支持した。

ペルニツェがこの書状を義父ニーマイアーに送った意図は、フランクフルトで義父が誤解されることがないように、ということの他に、真相が、義父の口を通じて、フランクフルトの人々へ伝達されることにあったことは、言うまでもあるまい⁴⁴⁾。

ペルニツェの書状は、はたせるかな、1827年9月26日午後5時ごろ、ベンカルトを通じて、シュリン父子に伝えられた。シュリン父子は、ただちに、シュテール美術館理事であったボォエマーを訪問した。ボォエマーは不在であったが、路上で遭遇できた。ボォエマーは、すでに代表理事カール＝フリードリヒ＝シュタルクから、ペルニツェの書状についての情報を受けていた。シュリン父子及びボォエマーは、和解交渉の任にあたっていたオーレンシュラーガーを訪問した。かれらは、オーレンシュラーガーに、ヤツソイとの和解交渉を進めることを禁じた⁴⁵⁾。

② ブルーメの書状（1827年10月14日）

1827年10月14日、ハレ大学法学部判決団の一メンバーであったブルーメが、おそらくは、シュリン父子のいずれか⁴⁶⁾に宛てて、書状を送った。

その中で、ブルーメは、ガンスの漏洩につき、ほぼ以下のように述べた⁴⁷⁾。
ガンスがフランクフルトで漏洩したことで、真実であるのは、つぎの2点

である。第一に、一件書類は、ハレにあったこと、そして、第二に、ガンスがハレを訪問した当時、ハレ大学法学部判決団は、判決作成のために審議中であったことである。

これに対して、ガンスの漏洩のうち、嘘であるのは、つぎの3点である。第一に、ガンスは、ある集いでハレ大学法学部の6名と、シュテューデル美術館事件について語り合った、ということである。同判決団の構成員は5名である。ガンスとの集いなるものは開催されていない。ガンスは、5名の構成員のうち、ミューレンブルフ・ザルヒョオ・ブルーメとのみ面談した。ガンスとシュテューデル美術館事件について語り合ったのは、ひとりザルヒョオのみであり、それは、ある日曜日の朝、ザルヒョオの研究室において、であった。第二に、ガンスの漏洩によれば、判決団構成員のうちの4名が、シュテューデルの遺言を無効と判断した、という。しかし、判決団構成員全員が、シュテューデルの終意処分を有効だと判断した。ただ、それを、遺言として有効とするのか、遺言としては無効だが小書付として有効とするのかについて意見が分かれた。また、ファルキディウスの四半分を控除するべきかについても、意見が分かれた。ミューレンブルフ・ザルヒョオは、控除に賛成であり、シュメルツァー・ペルニツェ・ブルーメは、控除に反対であった。判決団の意見を一致させるために、第二回目の票決が、予定されていた。第三に、ガンスの漏洩によれば、報告者は、ザルヒョオとされたが、本当は、ミューレンブルフが報告者であった。

ブルーメは、書状の中で、この間フランクフルトから幾人かがハレにやってきて、情報収集のために、ハレでスパイまがいのことをしてきたことを指摘した。具体的には、オーレンシュラーガー、ベンカルト及びヨホ（ただし、ブルーメ書状では、ユゴ Jugo と表記されている⁴⁸⁾）の名前が挙がっている。

ブルーメは、その他、あらたな情報として、当時ハレ大学哲学部教授であったモリツ＝ヘルマン＝エドゥアルト＝マイアー Moritz Hermann Eduard

Meier⁴⁹⁾が、ガンスとシュテール美術館事件について語り合った事実を報告している。マイアーは、偶然にも、一件書類のある部屋に立ち入ったことがあり、シュテール美術館事件について知っていた。ガンスは、一種の欺罔でもって、マイアーから情報を得た。

シュテール美術館側は、このブルーメ書状の謄本を、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所に、証拠として送った。このブルーメ書状もまた、さきのペルニツェ書状同様、ハレ大学法学部判決団の多数が、むしろ、シュテール美術館に有利な判断をおこなっていたことを証明するものであった。シュテール美術館理事ボォエマーは、ブルーメの意見が、後日雑誌に登載されるのを期待した⁵⁰⁾。

③ ミューレンブルフの著書緒言（1828年初頭）

1828年の1月ないし3月に、ハレ大学法学部判決団構成員であったミューレンブルフは、その著『シュテール相続事件についての法的判断』⁵¹⁾を、ハレで公刊した。

ミューレンブルフは、この著書の緒言で、ハレ大学法学部判決団における審議の真相及びガンスによる判決漏洩について言及している。

ハレ大学法学部判決団における審議については、以下のとおりである。ハレ大学法学部判決団は、シュテール美術館事件における最終審として、リューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所から判決作成を付託された。ミューレンブルフが、この判決作成に関する報告者であった。ミューレンブルフの報告を承けて、判決団は、シュテール美術館を、遺言に添付された小書付条項でもって維持できる、という点では意見一致した。シュテールの遺言で相続人に指定されたのは、シュテール美術館それ自体であって、都市フランクフルトではない⁵²⁾こと、シュテール美術館が相続人に指定されるためには、同美術館が法人として、国家によって許可されるべき⁵³⁾こと、

そして、1816年12月10日の都市フランクフルト参事会議決は、シュテューデルの遺言及びこの遺言でおこなわれた同美術館の相続人指定を有効とするには、十分ではない⁵⁴⁾ことの3つの論点については、5名のうち、4名が賛成し、1名が反対した。1811年11月21日フランクフルト大公カール＝ダルベルク Carl Dalberg のデクレが、シュテューデル美術館を権利能力ある法人として設立することを許可したことについては、これを否定するミュールンブルフの報告は、多数を占めることができなかった⁵⁵⁾。このため、ふたたび会議が開催される予定であった。

しかし、ガンスによる判決漏洩についてのシュテューデル美術館側からの異議申立てが、リユーベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所を通じてハレに届いた。ハレ大学法学部判決団は、判決作成の返上及び一件書類の返送を取り決めた。

ガンスによる判決漏洩については、ミュールンブルフは、ガンスの名を伏せ、「ある外部の学者」*ein auswärtiger Gelehrte* とのみ表示して、以下のよう
に叙述した。

ガンスは、フランクフルトで言いふらした。ガンスは、ハレで、ミュールンブルフおよび報告者（既述のように、ガンスはザルヒョオを報告者だと考えていた）ならびにその他の教授らと、シュテューデル美術館事件について話した。これらの教授全員が、シュテューデル美術館の不利益になる意見を述べた。判決もまた、シュテューデル美術館に不利益に作成されるであろう。

これに対して、ミュールンブルフは、以下のようにコメントした。ハレが、判決作成を付託されたことを推断することは、当時きわめて可能であった。一件書類を送付できる大学法学部は、わずかになっていたし、また、ハレには、シュテューデル美術館事件に関する数多の印刷物が殺到していたからである。また、ガンスの漏洩のうち、ハレ大学法学部の「一人のメンバー」*ein Mitglied*（ザルヒョオの名を伏せている）が、シュテューデル美術館一般につ

いて、ガンスと語り合った、ということは、真実である。これは、学問的議論としては、当然のなりゆきであった⁵⁶⁾。

1828年3月25日、小シュリンは、午後2時に、ポォエマーを訪問した。小シュリンは、ポォエマーにミュールンブルフのかの著書への対応について述べた⁵⁷⁾。問題になったのは、1811年11月21日フランクフルト大公のデクレの効力についてであった。ミュールンブルフ自身が、これを否定するかれの自説は、ハレ大学法学部判決団では多数を占めることができなかつたことを認めた。これを証明するハレ大学法学部判決団のリューベックなる四自由都市共通上級控訴裁判所宛て書状及びペルニツェのニーマイアー宛て書状を公開することによって、ミュールンブルフの著書の影響を弱めるべきだ。ポォエマーは、小シュリンのこの意見を妥当とした。そのためには、シュテデーデル美術館理事会の許可を要するであろうと述べた。理事会では、ミュールンブルフの著書への対応については、何も議決されることがなかつた⁵⁸⁾。

小シュリンは、ミュールンブルフの著書緒言について、メモ（作成年月日なし）のかたちで、逐一批判している⁵⁹⁾。ブルーメ書状によれば、ハレ大学法学部判決団構成員5名のうち、3名（シュメルツァー・ペルニツェ・ブルーメ）は、ファルキディウス法の四半分控除に反対であった。ミュールンブルフはこれを見做し、2名（ミュールンブルフ・ザルヒョオ）の賛成しなかつた四半分控除を主張した⁶⁰⁾。また、ミュールンブルフが、和解を推奨したことは、不遜 *anmaßend* なことであつた⁶¹⁾。

—

シュテデーデル美術館側が収集したハレ大学法学部判決団に関するさまざまな情報を考察した。とくに、フランクフルトで収集された情報とハレ大学法学部判決団構成員が伝える情報との間には、以下のような相違があつた。

第一に、ガンスとハレで面談し、本件について話した同判決団の構成員は、誰か。フランクフルトで収集された情報は、ザルヒョオ、ミュールンブルフ

及びブルーメの名を挙げた。同判決団構成員の証言によれば、それは、一人ザルヒョオのみであった。

第二に、同判決団の報告者は誰か。フランクフルトで収集された情報は、ザルヒョオが報告者だというものであった。同判決団構成員の証言によれば、報告者は、ミューレンブルフであった。

第三に、同判決団の構成員らは、本件について、いかなる判断をおこなったか。フランクフルトで収集された情報は、シュテューデル美術館に不利に判断したと解した。同判決団構成員の証言によれば、シュテューデルの遺言が少なくとも小書付として有効であることについては、全員の意見が一致した。四半分の控除が法定相続人のために認められるか。多数派は、これを否定した。また多数派は、1811年11月21日フランクフルト大公ダルベルクのデクレでシュテューデル美術館が設立許可されたと解した。

ハレ大学法学部判決団が、シュテューデル美術館に不利な判決を下した、という情報は誤りで、むしろ、同判決団は、美術館に有利な判決を下しつつあった。この事実認識の転換は、シュテューデル美術館事件で和解に傾きつつあった同美術館理事ら及び弁護士らの態度に、いかなる影響を及ぼしたか。また、そこには、同美術館理事ら及び弁護士らの間のいかなる葛藤があったのか。その究明が、次章の課題である。

注)

1) Johann Andreas Weber は、1827年当時、フランクフルトの公証人 Notar であった。Staats-Calender 1827, S.41.

2) OAGLZ, Nr.1444, 71

ちなみに、ユダヤ人であるガンスに対する大シュリンの評価には、ユダヤ人に対する偏見があった。たとえば、1827年9月6日シュテューデル美術館理事会会議での大シュリンの発言：「わたくし [大シュリン] は、[シュテューデル美術館] 理事らに、注意を喚起した。ガンスは、ユダヤ人であり、そして、ひょっ

としたらすべてをでっち上げたかもしれない。しかし、かれら [理事ら] は、このことを、ありそうなことだとは考えなかった」。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.17 verso.

- 3) Johann Christian Salchow (1782-1829) は、1810年に、ハレ大学法学部正教授に就任した。Art.Salchow, Johann Christian, von Franz Brümmer, in: ADB, Bd.30, 1890, S.211.

かれは、1827年冬学期には、プロイセン民事法、普通刑法及びプロイセン刑法の講義を担当した。Verzeichnis der auf der vereinten Hallischen und Wittenbergischen Friedrich-Universität im Winter-Halbjahre 1827/28 vom 22sten October bis 29sten März zu haltenden Vorlesungen und deren öffentlichen Anstalten, Halle 1827, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz [頁の表示がない] を参照。

- 4) Christian Friedrich Mühlenbruch (1785-1843) は、1819年に、ハレ大学法学部に着任した。1825には、ほとんど失明していた同僚のシュメルツァーとならんで、ハレ大学法学部判決団副委員長に就任している。Art.Mühlenbruch, Christian Friedrich, von Mejer, in: ADB, Bd.22, 1885, S.464.

かれは、1827年冬学期、パンデクテン (相続法と繋げて) 及び婚姻法を講義した。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。

- 5) Ludwig Börne (1786-1837) を指すか。フランクフルトを中心に活躍したユダヤ人の小説家。1818年、キリスト教徒に改宗した。Art.Börne, Ludwig, von M.Carriere, in: ADB, Bd.3, 1876, S.164-173.

- 6) OAGLZ, Nr.1444, [64](#)].

- 7) Carl Ludwig Goldschmidt は、1812年3月16日、フランクフルトで、ユダヤ人弁護士として登録した。Staats-Calender. 1827, S.40.

- 8) OAGLZ, Nr.1444, [65](#)].

- 9) OAGLZ, Nr.1444, [66](#)].

- 10) Carl Friedrich Elias Stegmann は、1827年当時、フランクフルトの弁護士兼手形公証人 Wechselnotar であった。Staats-Calender. 1827, S.39 & S.41.

- 11) OAGLZ, Nr.1444, [67](#)].

- 12) Johann Philip Benkard は、Staats-Calender. 1827. S.56に記載されている。

- 13) OAGLZ, Nr.1444, [69](#)].

- 14) ボォエマーは、1827年9月6日に、ガンスから「シュテューデル美術館に関する諸情報は、かれ [ガンス] によってとは別のルートでも、ハレから、ここ [フランクフルト] に到来したにちがいない」との言辭を聴いたことを証言した。

1827年9月8日公証人ヴェーバーが証言録取。OAGLZ, Nr. 1444, Nr. [70](#)].

- 15) OAGLZ, Nr.1444, [75](#)].

- 16) Friedrich Blume (または Bluhme) (1797-1874) は、1825年、ハレ大学法学

部教授となった。Art.Bluhme, Friedrich, von Stintzing, in: ADB, Bd.20, 1875, S.734.

かれは、1827年冬学期には、総体法エンチクロペディー、ユースティーニアース『学説彙纂』第二部及び教会法の講義ならびに書面・口頭でのユーブנקを担当している。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。

- 17) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.17 recto.
- 18) Maximilian Reinganum (1798-1878) は、1821年11月28日に、フランクフルトで、弁護士として登録した。Staats-Calender. 1827, S.40.
- 19) Friedrich Siegmund Jucho (1805-1884) は、1827年ギーゼン大学で博士の学位を取得した後、1827年12月5日に、フランクフルトで弁護士として登録した。Staats-Calender. 1828, S.40. 経歴一般につき、Art.Jucho, Friedrich, von R. Jung, in:ADB, Bd.50, 1905, S.707-710.
- 20) ヨホは、1823年ハレ大学法学部に在籍していた。ただし、1824年には、イエーナ大学に移っている。ADB, Bd.50, S.707.
- 21) Archiv des Städel Museums, Städel @ Städel V, Verzeichnis außerordentlicher Prozeßkosten in Sachen Städel @ Städel, welche Ausgaben noch nicht per Cassa zu nottiren sind, sondern späterhin dem, auf den Büchern bestehenden Prozeß Conto @ die Städel'schen Intestat-Erben zu Last gebracht werden sollen, ... 1827.Sept.7, Herrn Dr. Jucho Nr.10 f.172; Nr.11 f.150.
- 22) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.176 recto-fol.179 recto.
- 23) Gustav Schwetschke (1804-1881) は、1821年に、ハレのギムナジウムを修了した後、ハイデルベルク及びハレで文献学を学んだが、ブルシェンシャフト運動への参加ゆえに、大学から退学処分を受けた。その後、1825年以降、ハレで、家業の書肆及び印刷業に従事していた。Art. Schwetschke, Gustav, von Walther Schultze, in: ADB, Bd.33, 1891, S.440.
- 24) Ludwig Wilhelm Anton Pernice (1799-1875) は、1825年に、ハレ大学の正教授となっていた。Art.Pernice, Ludwig (執筆者不明) in: ADB, Bd.25, 1887, S.387.

かれは、1827年冬学期には、法学提要・ローマ法史、ドイツ帝国=法史及び実務ヨーロッパ国際法の講義を担当した。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。

- 25) Ernst Friedrich Pfothenhauer (1771-1843) は、1816年に、ハレ大学に着任した。かれは、1825年法学部を辞職し、ハレの参審員裁判所判事となった。Art. Pfothenhauer, Ernst Friedrich von Teichmann, in: ADB, Bd.25, 1887, S.703.

ただし、法学部辞職後も、法学部での講義を担当した。1827年冬学期には、パンデクテン相続法、普通民事訴訟法・プロイセン民事訴訟法ならびに民事法

- 及び刑事法の諸原則の個々のケースへの適用を講義した。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。
- 26) Karl Friedrich Dieck (1798-1847) は、1826年10月7日に、ハレ大学の員外教授となった。正教授となったのは、1833年3月7日であった。1827年冬学期には、かれは、レーエン法、商法・手形法、ドイツ私法及びドイツ公法講義を担当した。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。
- 27) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.178 verso.
- 28) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.180 recto-fol.182 verso.
- 29) Friedrich August Schmelzer (1759-1842) は、1810年に、ハレ大学法学部正教授となった。Professorenkatalog der Univeisität Helmstedt, Schmelzer, Friedrich August von, [http://uni-helmstedt.hab.de/index.php?suche 1](http://uni-helmstedt.hab.de/index.php?suche%201)参照。
かれは、1827年冬学期にあつては、「至高の許可によって、講義をおこなうことを免除」されている。当時、かれは、ほとんど失明状態であったか。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, II) Jurisprudenz を参照。
- 30) Johann Samuel Ersch (1766-1828) は、1803年に、ハレ大学の地理学及び統計学正教授に就任している。Art.Ersch, Johann Samuel, von Schnorr von Carolsfeld, in: ADB, Bd.6, 1877, S.330。
かれは、1827年冬学期には、最新諸国家史及び文化史ならびに一般地理学の講義を担当している。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, VII) Historische Wissenschaften を参照。
- 31) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.181 recto.
- 32) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.182 recto.
- 33) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.182 recto-fol.182 verso.
- 34) ヨホの情報収集活動に対する非難につき、シュリン父子の以下の日誌を参照：
1827年9月14日：ヨホを一人でハレに派遣すべきではなかった。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.26 recto。
1827年9月15日：ボォエマーは、ヨホが何も書いてよこさないことに驚いている。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.27 verso。
1827年9月18日：大シュリンの提案（理事会承認）：ヨホがハレでもはや情報収集できないならば、フランクフルトに呼び戻すべきである。ヨホは、ハレ大学法学部判決団での協議ならびに臨時会議及び通常会議開催の日時を調査するべきだ。ヨホは、ハレ大学の規則、とくに判決団構成員に宣誓を課す規則を入手すべきだ。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.30 recto.
- 35) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.105 recto.
- 36) この異議申立て状原本を参照できなかった。次注37引用の文書から復元。

37) OAGLZ, Nr.1444, [72] & [73] は、いずれも、ハレ大学法学部判決団の秘密保持義務について注意する。それらは、同判決団に対する制裁を下すものではないが、婉曲的に、同判決団に対して善後策（おそらくは一件書類返上）を要請している。：

1827年9月14日付け四自由都市共通上級控訴裁判所からのハレ大学判決団宛て通知：「…被告、現被上告人から、今月 [1827年9月] 11日及び12日に、付録…付きで、3通の異議申立て状が通告された。これらの謄本を知らせる。異議申立て状のそれぞれは、本訴訟事件の一件書類が送付された送付先の判決団が知れ渡ること、直接的かつ間接的に寄与するであろう。『暫定上級控訴裁判所令』第44条の規定は、送付された一件書類を返送するまでは、この点について、厳格な秘密保持を要求するのであるが、目下、あらゆる処分は差し控えられたままである。しかし、一件書類が到達しているとすれば、それを開封する前に、さらなる措置が講じられるべきである。そして、被告 [= 被上告人] には、目下おこなわれている申立てにもとづくすべての場合によっては生じる権利が、明示的に留保されつつける」。OAGLZ, Nr.1444, [72]。

1827年9月14日付け四自由都市共通上級控訴裁判所からのハレ大学法学部判決団宛て通知：「諸氏が周知しているように、われわれは、…今年 [1827年] 2月13日の書状及び今年 [1827年] 6月2日の補遺によって、判決作成のために、諸氏に、一件書類を送付した。爾来、先般、被上告人は、3通のあたらしい異議申立て状を、かの地 [フランクフルト] で発生した、われわれによって選択された判決団についての秘密保持違反を理由として、そして、判決団の個々の構成員の意見が知れ渡ったことを理由として提出し、また、そこにある主張を補強するために、いくつかの証拠をも [提出した]。われわれは、これらすべてを謄本として添付させ、同様に謄本として添付する命令 [暫定上級控訴裁判所令を指すか?] から結果として生じる方法で処分することのきっかけありと考えた。われわれは、目下、なお、[被告 = 被上告人が] 申し立てた主張が真実であることや、これらの事情が予想に反して理由があるときにそれらの主張が、見込まれる判決に及ぼす影響について判断することを差し控える。しかし、われわれは、諸氏の掌中はずっと前からある『暫定上級控訴裁判所令』第44条の、一件書類送付のさいに遵守すべき秘密保持についての規定に則り、被上告人の、この地 [リュエベック] でおこなわれた異議申立てについて、諸氏に知らせ、かつ、つぎのことについて、諸氏の注意を喚起することを、われわれの喫緊の義務だと考えた。すでに下されたか、または、なお下されるべき判決の内容について、さらに、どのように知らされるべきであり、本件においてすでに発生している諸変更は、どのようにして斟酌されるべきであろうか、ということである。…」」。OAGLZ, Nr.1444, [73]。

「暫定上級控訴裁判所令」第44条：「… [上級控訴] 裁判所の設置を付託さ

れた委員会は、一件書類送付に関して、かつ、そのさいに必要な秘密保持に関して、目的になかった諸規定を公布するであろう」。Provisorische Gerichtsordnung für das Gemeinschaftliche Ober-Appellationsgericht der vier freien Städte Deutschlands, [Frankfurt am Main] 1820, S.37.

38) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.185 recto には、これら 5 名及び員外教授ディークの名前及び専門領域などを記載したメモがある。作成年月日は表示されていない。：「ミューレンブルフ；ベルニツェ；サヴィニーの弟子；ブルーム；同 [サヴィニーの弟子]、ポォエマーの知人；[これら 3 名は] ローマ法を講義；シュメルツァー；国際法及び国家法；ディーク；ドイツ法；ザルヒヨオ；刑法」。

39) OAGLZ, Nr.1444, 77 = Archiv des Städel Museums, Städel @ Städel V, Abschrift N°.120.

40) Archiv des Städel Museums, Städel @ Städel V, Abschrift N°.120.

ちなみに、四自由都市共通上級控訴裁判所は、1827年10月1日付けで、双方当事者の訴訟代理人弁護士に、ハレ大学法学部判決団に代えて、あらたに、一件書類を送付し判決作成を依頼する手続きのために、10月29日に、リューベックなる同裁判所に出頭するべきことなどを通知した。Archiv des Städel Museums, Städel contra Städel, V, Abschrift Decret vom 1. October 1827 : 「... [ハレ大学法学部判決団は]、これ [判決漏洩通知] にもとづいて、一件書類を、判決しないで、同様に謄本として、本状に添付する [1827年] 同月 [10月] 20日の書状でもって、この地 [リューベック] に返送し、同月 [10月] 27日に、この地に到達した。したがって、今後、これらの一件書類を別の判決団に再度送付する必要が生じる。したがって、一件書類をさらに梱包するための期日が、この10月29日月曜日に取り決められる。この日に、双方当事者の弁護士は、午後2時に、上級控訴裁判所の事務部に出頭するべきである。... しかし、当事者らが、いまや、本件を和解の方途で処理することに傾き、そして、この目的のために、上級控訴裁判所の仲介を求めることを意欲するときには、このことのために、いずれか一方の当事者からおこなわれる [和解申立ての] 表示にもとづいて、この目的のためのさらなる処分が生じるべきである」。

41) Johann Philipp Benkard は、1827年当時、フランクフルトにあって、ルター派教会の宗務局評議員 Consistor にして、聖ペテロ教会の日曜説教牧師であった。Staats-Calendar 1827, S.44 & S.79.

42) August Hermann Niemeyer (1754-1828) は、1784年ハレ大学神学部正教授となった。1827年4月18日には、かれの博士学位取得50周年記念祝賀がおこなわれた。1827年当時において、かれは、ハレ大学の大学管理官 Kanzler であった。Amtliches Verzeichniß des Personals und der Studirenden auf der Königlich Vereinten Friedrichs-Universität Halle-Wittenberg, WS., Halle 1827, S.1.

- 43) Archiv des Städel Museums, Städel @ Städel V, Abschrift “Höchst verehrter Vater”=UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.174 recto-fol.175 recto. シュリン父子は、1827年9月27日に、本書状の謄本を受け取っている。
- 44) ペルニツェは、義父ニーマイアーに書いた：「たしかに、これらの不愉快な事項においては、あなたに対して、フランクフルトで、語られるでしょう。しかし、あなたは、たしかに、そこでは、つぎのことを確言できるでしょう。あなた自身は、ハレにおいては、シュテューデル [美術館] 事件の一件書類が [ハレ大学] 法学部にある、ということを経からも聞いたことがなかった、ということです。あなたの義理の息子 [ペルニツェ] は、[ハレ大学] 法学部のメンバーであるだけに、なおさら、このことが耳に達することは、あなたには容易に生じたことでしょう」。書状の受取人ニーマイアーは、この箇所に「わたくしは、このことをもっとも誠実に確証できる」と注釈した。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.174 recto；「[ハレ] 大学全体の名誉が、たしかに、われわれの [法] 学部の名誉もまた、あなたの胸先三寸にかかっています。あなたが与えることのできる説明が、われわれにとっては、最良の希望を生じさせるでしょう。...」。fol.174 verso. そして、ペルニツェは、フランクフルトでの情報収集を、義父ニーマイアーに依頼した：「あなたが、御帰還になる前に、フランクフルトで耳にしたことについての報告を、わたくしに、なさるであろうならば、このことは、わたくし及びわたくしの同僚たちにとって、確かに、最高に望ましいことでありましょう」。fol.175 recto.
- 45) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.40 recto.
- 46) OAGLZ, Nr.1444, [92]. 名宛人は不詳。ただし、本書状中に「あなたの依頼人」 ihre Partei あるいは「美術館の弁護士」 der Anwalt des Instituts とあることからすれば、シュリン父子のいずれかが、名宛人か。
- 47) OAGLZ, Nr.1444, [92], fol.121 recto-fol.122 recto.
- 48) OAGLZ, Nr.1444, [92], fol.122 verso & fol.124 recto.
- 49) Moritz Hermann Eduard Meier (1796-1855) は、1824年11月24日に、ハレ大学正教授に任命されている。Art.Meier, Eduard, von G.Hertzberg, in: ADB, Bd.21, 1885, S.210.
かれは、1827年冬学期には、ギリシア人の私生活について講義を担当し、その他、「文学学セミナー」で、[ラテン語] 解釈及びラテン語読み書きゼミを担当した。Verzeichnis der Vorlesungen Halle, WS. 1827/28, I.Vorlesungen, IX) Philologie und neuere Sprachkunde を参照。
- 50) ブルーメの Rheinisches Museum 論文が公表されたことについては、同雑誌の目次を瞥見した限りでは、確認できなかった。
- 51) Geh. Justizrath Mühlenbruch in Halle, Rechtliche Beurtheilung des Städel'schen Beerbungsfalles, Nebst einer Einleitung über das Verhältniß der

Theorie zur Praxis, Halle 1828.

シュリン父子は、同書を遅くとも1828年3月25日に入手している。(後述参照)。したがって、同書の公刊は、1828年1月ないし3月だと推定される。

- 52) 相続人に指定されたのが都市フランクフルトであるかについては、野田龍一「『この地の都市と市民団のために』—シュテューデル美術館事件における遺言の解釈—」(1)-(5・完)『福岡大学法学論叢』第62巻第2号427頁-460頁；第62巻第3号649頁-689頁；第62巻第4号911-957頁；第63巻第1号51頁-94頁；第63巻第2号393頁-440頁を参照。
- 53) 国家の許可の要不要及びこれと結びつく敬虔目的 *pia causa* のための財団設立については、野田龍一「遺言による財団設立と *pia causa*—シュテューデル美術館事件とローマ法源—」『福岡大学法学論叢』第58巻第4号671頁-725頁を参照。
- 54) 1816年12月10日参事会議決の効力については、野田龍一「遺言による財団設立の一論点—シュテューデル美術館事件と『学説彙纂』D. 28. 5. 62. pr. —」(1)-(2・完)『福岡大学法学論叢』第58巻第2号285頁-317頁；第58巻第3号463頁-504頁を参照。
- 55) 1811年11月21日大公デクレの効力については、野田龍一「シュテューデル美術館事件と『ナボレオン法典』—1811年11月21日デクレの拘束力をめぐって—」(1)-(2・完)『福岡大学法学論叢』第61巻第4号1135頁-1179頁；第62巻第1号29-77頁を参照。
- 56) Mühlenbruch, Rechtliche Beurtheilung, S.VII-IX.
- 57) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.82 recto.
- 58) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.82 recto.
- 59) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.125 recto & fol.126 recto-fol.127 recto.

ミューレンブルフの著書公刊は、シュリン父子にとっては、見逃すことのできない出来事であった。小シュリンは、ミューレンブルフのこの著書の叙述を、ミューレンブルフの『パンデクテン教科書』*Doctrina Pandectarum*, Ausgabe 1827 (わたくしが参照できたのは1830-1831年版)と比較対照し両者間の矛盾を指摘した。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.106 recto-fol.107 recto.

① *Doctrina Pand.I.S.122.* かれ [ミューレンブルフ] は、衡平 *aequitas* について、すこぶる好ましい *hübsch* ことがらを述べる。「法律や訴訟をつかさどることにおいてもまた考慮されることを要する」。*[1830年版 I.p. 105]*。「たとえば、裁判官は、法の極みからは、この法の極みが不法の極みであろう場合には、少しばかり逸れねばならない。—どこにおいても、信義 *bona fides* を顧慮するべきである云々」。

参照 Christian Friedrich Mühlenbruch, *Doctrina Pandectarum*, Vol.1, *Halis Saxonum* 1830, p.105 :「… 第一に、法の極みを用いることが、正義及び衡平の目的ならびに立法者自身の意思にけっして適合しないことが明らかであるときは、法の極みから、少しばかり外れるべきである。…」。

② *Doctrina Pand.* II.S.50.51. かれ [ミューレンブルフ] は、述べる。ピア＝コルポラ (敬虔団体) *pia corpora* ピアエ＝カウサエ (敬虔目的) *piae causae* には、すべての施設が算入される。「これらの施設は、人々を教育するために定められた」。*[1830年版 I.p. 377]*。したがって、[ミューレンブルフの見解は] まったくわれわれ [小シュリン] の見解である。－ [ミューレンブルフは] 当方が援用するボォエマー [Just Henning] Böhmer を引き合いに出す。かれ [ミューレンブルフ] は、そこで述べる。かかるピア＝コルポラは、生存者間でも、また死因でも、すべての物についての取引能力を持つ。(したがって、受動的遺言能力 [相続能力] についてはいかなる特別の許可を必要としない)。－かれ [ミューレンブルフ] は、同箇所述べる。ピア＝カウサの理事らは、後見人のごとくに見られるべきである。したがって、場合によっては必要な原状回復に関しては、まったくわれわれ [小シュリン] に有利な見解である。(これについては、わたくし [小シュリン] が間違っていないければ、ミッテルマイアー Mittermaier はいくぶん見解を異にする)。－ミューレンブルフ同箇所 *[1830年版 I.p. 377-338]* は言う。ピア＝カウサを設立するには、多くの場合 (したがって、どこにおいても、ではない。－そして、われわれは、フランクフルトにおいては、一件書類で、反対のことを示した)、君主の承認が付け加わる。したがって、[君主の承認が] 先行するのではない。(この違いは、—I. 1. 10. pr. 一良きラテン語使いであるミューレンブルフにとっては、たしかに周知である)。君主の承認は、本件では、付加された。C. 1. 3. 24. かれ [ミューレンブルフ] は、*[II.]S. 52. not. 10 [1830年版 I.p. 378. Anm. 10]* で、われわれ [小シュリン] とまったく同様に説く。

Mühlenbruch, *Doctrina Pandectarum*, Vol.1, p.377-378 :「多くの場合、われわれが、ピア＝コルポラ *pia corpora* と述べたものは、君主の承認が付加されない場合にもまた、設立されることができない。このことは、法の理由または法の格律に合致する。そして、ただ私人らの終意によってのみ正しくも設立される、ということが、ある法文 [C. 1. 3. 24など] によっては、定められているわけではない。ただしこのことは、俗にそのように[私人の意思で設立できると] 考えられてはいる」。

I. 1. 10. pr. 『ユースティニアヌス法学提要』第1巻第10章序項：家父権にある家息の婚姻締結については尊属親の事前の同意を要する：「…しかし、かれらが、家息である間は、かれらがその権力下にある尊属親の同意を得るべし。なぜなら、市民的理由も、また、自然的理由も、このことがおこなわれる

ことを勧奨するからである。：すなわち、命じられるごとくに、尊属親の〔同意が〕先行 *praecedere* しなければならない。…。Gebauer-Spangenberg, *Corpus Iuris Civilis*, Tom.1, Gottingae 1776, *Institutiones*, p.10.

C. 1. 3. 24.『勅法彙纂』第1巻第3章第24法文「同皇帝ら〔皇帝ワレンティニアース及びマルティアース〕が、近衛都督バラディウスに。貧困者らに、遺言または小書付によって遺されるものは、不特定人に遺されたものとして無効なのではなく、つねに、有効でかつ確かであるものとして存立するべし。』。[455年]。Corpus Iuris Civilis, Tom. 2, 1797, *Codex*, p.25.

③ *Doctrina pand.* III. 13. かれ〔ミューレンブルフ〕は述べる。相続権を承認されていない社団 *collegia et corpora* には、相続能力がない。—このことは、ピア=コルポラに関わらない。そしていずれにせよ、たとえば *Thibaut §.793*, *Höpfner §. 483*, *Glück* 及び *Weningf.-Ingenheim* が述べることの〔ラテン語への〕翻訳にすぎない。[1830年版 III.p. 238?].

Mühlenbruch, Doctrina Pandectarum, Vol.3, *Halis Saxonum* 1831, p.238 : 「… 擬制された人格は、個々人が考慮されるのではなく、意思及び思惟によって形成される場合には、不特定人 *incertae personae* の名称によって到来する。そして、これらの擬制人もまた、かつては、すべて、何かを、遺言にもとづいて取得することを禁じられた。しかし、いにしえの法の変化が、慎重に、婉曲な法によって、また、特権によっても、広がった。これらの特権は、この類の個々の人格に承認された。そして、擬制的人格には相続財産を取得する権利が属する、ということが、ローマ法によって、類として定められたとは見られない。もっとも、ユースティニアースが、不特定人 *incertae personae* についてつくった勅法を、釈義者たちは、ここに援用するのをつねとする。…」。

小シュリンが引用する文献は、以下のとおり：

Anton Friedrich Justus Thibaut, System des Pandekten-Rechts, 5.Ausg., Bd.2, *Jena* 1818, §.793,S.208 : 「許可された諸社団もまた、現在では相続能力がある」。

Ludwig Julius Friedrich Höpfner, Theoretisch-practischer Commentar, 7. Aufl., *Frankfurt am Main* 1803, §.483, S.533 : 「… すべての許可された社団 (*corpora et collegia licita*)。ところで、ここで、許可された社団と言われるのは、ただ、ランデスヘルが命じたか、または少なくとも確認したものである。：これに属するのが、たとえば、司法機関、官房機関、統治機関、アカデミー、ツンプトなどである。しかし、ランデスヘルによって命じられもせず、また、確認されてもいない社団は、たとえ、その目的が良きものにして有益であるにせよ、ここでは、許可されない社団と言われる。：たとえば、ランデスヘルの確認をいまだ持たない学術団体である。しかし、これらの人格は、あたらしい法律によってはじめて相続能力あるものとなった。：ふるいローマ法からすれば、それらは、相続力がなかった。なぜなら、ひとは、それらを、不特定人 *persona*

incerta と見たからである」。

Christian Friedrich Glück, Ausführliche Erläuterung der Pandecten, Bd.2, Erlangen 1791, S.412 : 「... このような慈善体及び財団 Stiftungen は、われわれの法 [普通法] においては、きわめて特権を付与されている。...」。

Johann Nepomuk von Wening-Ingenheim, Lehrbuch des Gemeinen Civilrechtes, 5.Aufl., Bd.3, München 1838, S.220 : 「... 法人格。これらの法人格もまた、現在では、一般的に [遺言による] 出損を受けることができる。...」。

④ Doctrina pand.III.S.57,68. かれ [ミュンヘン] は、いわゆる不特定人 persona incerta 及び後生児 posthumus は、ユースティニアヌス法によれば、無条件に相続能力を持つ、と述べる。[1831年版 III.p. 237-238 ?]。

Mühlenbruch, Doctrina Pandectarum, Vol.3, p.237-238 : 「... われわれは不特定人 incerta persona と、つぎの人を呼称する。この人についての観念が、あたかも、個々の、そしてそれゆえに、一定の人についての観念として、遺言者の意思によって抱かれるにせよ、しかし、いつか存在するであろうか、が知られない。そこからつぎのことが生じた。自権者のもあれ他権者のもあれ、後生児については、かつては、いかなる相続人指定もない。この法は、なるほど、一部では、市民法及びあたらしい諸法律によって、一部では、法務官法によって修正された。ついには、ユースティニアヌスによって、つぎのように決定された。いにしへの理由の痕跡は、まったく残されない」。

⑤ Doctrina pand.III.S.63. かれ [ミュンヘン] は、相続人指定の方法について、きわめて緩やかな lax、そして、それゆえに、[われわれに] 有利な見解を持つ。この点において、かれの論述 III. 69が、なおより良い。[1831年版 III.p. 271-272 ?]。

Mühlenbruch, Doctrina Pandectarum, Vol.3, p.271 : 「相続人指定は、遺言全体の頭にして基礎である。相続人指定は、いにしえより、遺言の冒頭でおこなわれるべきであった。しかし、いにしへの法の厳格さは、だんだんと取り除かれ始めた。ついには、皇帝ユースティニアヌスの勅法によって、完全に廃止された。それは、つぎの理由によってである。書面の順序及び言明の順序は、遺言の効力を決定するためには、もはや効果を持たない。相続人指定が、文言の一定の方式によっておこなわれることも、あたらしい法によっては要求されない。しかるに、遺言者が、その意思を、なんであれかれが意欲するなんらかの説明によって表示し、そして、相続人の人格を、一定のしるしによって説明することで十分である。...」。

⑥ Doctrina pand.III. 75は述べる。相続人指定に付加される負担 modus は、条件として見られるべきである。[1830年版 I.p. 218]。—したがって、解除条件として、である。かれ [ミュンヘン] は、この条件を、(少なくとも、かれは、反対のことを述べない) 許されるものと考えられるように見える。—ちな

みに、この見解全体を、われわれに有利なベルリンの鑑定意見もまた持つ。

Mühlenbruch, *Doctrina Pandectarum*, Vol.1, p.218 : 「…ある部分からすれば、負担と条件とは、類似する。そして、それゆえに、時として、負担は、条件の名で生じる。またそれを定める者たちの意思によって、つぎのことが生じる。付加された負担は、条件の効力を持つ。…」。

⑦ *Doctrina pand.* III. S. 94. 相続人指定についてのきわめて [われわれに] 有利な、緩やかな見解。[1831年版 III. p. 271].

Mühlenbruch, *Doctrina Pandectarum*, Vol.3, p.271 : うえの⑥を参照。

⑧ *Doctrina pand.* III. 190. 小書付条項のために必要な相続能力に関する [われわれに] 有利な見解。たとえば、Löhr [Lehr?] 及び Schweppe と同様である。[1831年版 III. p. 306-308].

Mühlenbruch, *Doctrina Pandectarum*, Vol.3, p.306-307 : 「小書付条項とは、遺言者がそれによってその意思を表示するものである。[小書付条項は] あらゆる方法で作成されることができ、遺言は有効である。；小書付条項は、けっして、遺言におのずと内在するのではなく、多くの場合、遺言者によって明確に付加されることが必要である。この条項の目的及び力は、つぎのことである。小書付は、遺言の代わりをする。ここから、おのずとつぎのことが帰結する。小書付において遵守されることを要するものが、遺言において遵守されていないならば、[小書付] 条項は、効力を持たない。しかるに、その本性からして、小書付に内在しない効力は、小書付条項が付加されたからといって、遺言に付与されることはできない。それゆえに、同様に、判断及び意思の障害ゆえに、あるいは、論述それ自体のあいまいさ及び無効のゆえに、あるいは、遺言能力の欠如のゆえに、遺言に付着する遺言の瑕疵を廃棄するには、役立たない。…それゆえに、[小書付] 条項の有用性は、つぎの諸々の遺言において明らかである。それらの遺言は、あるいは、適法に作成されていないか、あるいは、相続人指定を欠くか、あるいは、相続人を黙過する。そして、多くの場合、この遺言の効力は、つぎのことである。遺言は、無遺言での小書付と類似のものとなる。ただし、遺言者が、はじめに、つぎの遺言を作成した場合は、この限りではない。その遺言は、あるいは、より後の遺言によって、あるいは、それによって人の終意が破棄されるその他の方法によって破棄されると言われることができない、ということである。；すなわち、その場合には、最初の遺言によって指定された相続人は、つぎのことを [その信義に] 託されたと評価される。かれは、あたかも信託遺贈にもとづくごとくに、遺言者のより後の意思をもまた実現する。…」。

小シュリンが引用する文献は、以下のとおり：

Albrecht Schweppe, *Das Römische Privatrecht in seiner heutigen Anwendung*, 4. Ausg., Bd.5, Göttingen 1833, S.385 : 「…遺言が、遺言として通用で

きない。：その場合には、遺言は、[小書付条項によって] 小書付として通用する。そして、たんなる小書付上の諸処分は不変のままであるが、相続人指定は、包括的信託遺贈に転換される。...」。

Löhr とは、Georg Heinrich Lehr, *Erörterung der Frage: Ob bey den in einem Testament bestätigten Codicillen Zeugen nöthig seyen?*, Darmstadt 1791を指すか。S. 7-8 :「...第11節。遺言において確認される小書付は、一部ではその他の小書付よりも、比べものにならないほどより大きな効力を持つ。ひとは、はじめは、遺言において確認される小書付においてのみ遺贈し、ただ、遺言において確認される小書付においてのみ、直接的自由を遺し、そして、かれの子らのために、後見人を、この後見人が、後見職に、裁判所での確認なしに、ただちに、遺言による後見職として就職してよいものとして任命できた。最後に、ひとは、まったく、これらの遺言によって確認される小書付において、或る意味では、相続人を直接的に、すなわち、この相続人は、相続財産を、遺言者から直接受け取るものとして指定できた。しかし、ひとは、これらの命題からしてすでに、つぎの結論をする権限があるように見える。[遺言で] 確認された小書付は、たんに、[その他の小書付よりも] より大きな効果のみならず、それが有効であることをもまた遺言からのみ受け取った」。

このように、小シュリンは、シュテューデル美術館事件の重要な争点について、ミュレンブルフが、『パンデクテン教科書』では、むしろ、シュテューデル美術館にとって有利な論述をおこなっていることを指摘するが、なお、検討を要する。

その他、小シュリンは、各方面から、ミュレンブルフの1828年本に対する論評を収集し、記録にとどめている。以下、散見できたメモを掲げておく。：

① 1828年5月2日：ティボー Thibaut は、エルファース Elvers が、数日前にハイデルベルクで会ったさいに、ミュレンブルフの著書には、まったくもってあたらしい知見を、何も見つけることがなかった、と述べた。ティボーは、これまでの自説にとどまる。ティボーは、エルファースに、いくつかの『ローマ法大全』法文を示した。これらの法文にあっては、「ファルキディウスの四半分」について「トレベリウスの四半分」も解され、四半分控除は許されない。UB Basel, *Staedel contra Staedel*, *Notizen Schulin*, fol.93 recto.

② 1828年5月5日：フランクフルト参事会員トマス Thomas は、ミュレンブルフによるフランクフルト都市裁判所 [が行政官庁と未分離であること] についての叙述で不愉快になった。UB Basel, *Staedel contra Staedel*, *Notizen Schulin*, fol.95 recto.

③ 1828年5月8日：ヤツソイは、ミュレンブルフが、あまりにも興奮しすぎて zu hitzig [その著書を] 書いたことを認めた。UB Basel, *Staedel contra Staedel*, *Notizen Schulin*, fol.97 verso.

なお、小シュリンは、1828年4月30日、ライプツィヒのヴェンク Wenck から、その論文 Karl Friedirch Christian Wenck, Beitrag zur rechtlichen Beurtheilung des Städelischen Beerbungsfalles, Leipzig 1828を受け取っている。UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.93 verso.

ヴェンクもまた、その論文において、ミュールンブルフが、『パンデクテン教科書』と『シュテューデル相続事件についての法的判断』とで、矛盾した叙述をしていることを批判した。この点については、野田龍一「シュテューデル美術館事件における四半分の控除—Nov.131.c.12.pr.の解釈をめぐる—」(2・完)

『福岡大学法学論叢』第61巻第3号707-710頁を参照。

- 60) UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.126 verso : 「ミュールンブルフは、そのように、ハレ [大学法] 学部の多数派を、軽んじて取り扱う」。
- 61) Mühlenbruch, Rechtliche Beurtheilung, S.XV : 和解を提唱するパウルス Paulus について : 「... ひとは博士パウルス氏のつぎの願望に満腔の賛同を拒むことはないであろう。それは、訴訟が、すみやかなる和解によって終了せんことを、という願望である。この訴訟はそのようにも多くの憎悪を惹起し、そして、この訴訟が続けば、美術館の存在全体が危険となる。なぜなら、将来の裁判官が、小書付条項を、ここでそもそも適用できると考えるだろうかどうかは、周知のように確実には予言できないからである」。これに対する小シュリンによる批判 : UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.125 recto : 「したがって、ミュールンブルフは、和解を目指して操作する。なんと不遜 anmaßend であることか！」。

(2020年9月9日成稿提出 : 未完)